

令和6年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	医療援助課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	7	款	1	項	5	目	政策番号	1	施策番号	5
事業名称	小児医療費助成事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	13,199,604	0	2,699,899	31,299	0	10,468,406
令和5年度	11,156,344	0	2,654,986	30,389	0	8,470,969
増▲減	2,043,260	0	44,913	910	0	1,997,437

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	9,338,880	9,340,799	13,067,608	12,936,932	12,807,563
	市債＋一般財源	7,575,390	7,669,307	10,363,722	10,260,085	10,157,484
決算	事業費	9,152,525	9,336,294			
	市債＋一般財源	7,895,752	8,114,038			

事業概要 (アクティビティ)	小児が医療を受けた際に要する費用（医療保険自己負担分）の助成を行う。								
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
対象者数	単位	目標	319,123	306,646	拡充前304,845 拡充後438,206	429,276	423,154	417,300	411,591
	人	実績	317,649	307,741					
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	
受診件数	単位	目標	5,765,762	5,580,975	6,278,781	7,254,764	7,151,303	7,052,370	6,955,888
	件	実績	4,293,165	4,585,545					
事業目的	<p>小児の保護者に対し、医療費の一部を助成することで、小児を健やかに育成するとともに、その家庭における生活の安定を図り、小児の福祉の増進を図る。</p> <p>(1) 対象者 横浜市内に住所を有し、何らかの健康保険に加入している、0歳～中学3年生までの小児。</p> <p>(2) 助成の範囲 保険各法により医療に関する給付が行われた場合における医療のうち、当該法令の規定により対象者が負担すべき額。</p> <p>(3) 助成の方法 原則は現物給付。県外医療機関で受診した場合等には償還払い。</p>								
背景・課題	平成7年1月に小児医療費助成事業を開始。対象を段階的に拡充しており、通院助成の対象を平成29年4月に小学6年生まで、平成31年4月から中学3年生まで拡大、令和3年4月から、1、2歳児の所得制限を撤廃、令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金を撤廃。								
根拠法令・方針決裁等	横浜市小児の医療費助成に関する条例、横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則								
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 受診件数【診療報酬等請求内訳書】 ＜実績推移＞3年度4,293,165件、4年度4,585,545件、5年度6,278,781件（見込）、6年度7,254,764件（見込） 扶助費【診療報酬等請求内訳書】 ＜実績推移＞3年度8,753,625千円、4年度8,892,278千円、5年度10,092,104千円（見込）、6年度12,481,579千円（見込） 1人あたり受診件数 ＜実績推移＞3年度13.52件、4年度14.9件、5年度16.9件（見込）、6年度16.9件（見込） 1人あたり扶助費 ＜実績推移＞3年度27,558円、4年度28,895円、5年度27,164円（見込）、6年度29,076円（見込） 								
事業スケジュール	通年、医療費助成								
事業開始年度	平成6年度								

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	小児医療費助成事業	13,199,604	11,156,344	2,043,260	制度拡充の通年化による増
	細事業合計	13,199,604	11,156,344	2,043,260		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 菊池 潤	係長 加藤 大済	二宮 美音
------------------------------------	------------	-------------	-------

令和6年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	医療援助課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	7	款	1	項	5	目	政策番号	3	施策番号	99
事業名称	小児慢性特定疾病医療給付事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	897,455	431,045	0	90	0	466,320
令和5年度	849,336	417,230	0	73	0	432,033
増▲減	48,119	13,815	0	17	0	34,287

歳出		令和3年度	令和4年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算	事業費	914,887	876,763	923,496	950,634	978,587
	市債＋一般財源	483,578	461,216	463,170	476,501	490,233
決算	事業費	843,741	871,597			
	市債＋一般財源	421,593	451,786			

事業概要 (アクティビティ)	小児慢性特定疾病に罹患していることにより、長期にわたり療養を必要とし、その生命に危険が及ぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要する児童の保護者等に対し医療費の支給等を行う。							
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
対象者数	単位	目標	3,330	3,152	3,216	3,195	3,290	3,388	3,489
	人	実績	3,079	3,014					
事業指標② (アウトカム)		年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
受診件数	単位	目標	34,661	30,966	31,586	31,922	32,871	33,849	34,855
	件	実績	30,834	31,000					

事業目的	<p>児童等が罹患する慢性的な経過をたどる疾病のうち、当該疾病にかかっていることにより、長期にわたって療養を必要とし、その生命に危険が及ぶおそれのあるものであって、療養のために多額の費用を要するものとして法令が定める小児慢性特定疾病に対し、医療給付等による患児家庭の負担軽減および、自立支援事業による患児の自立の促進を通じて、児童の健全な育成と福祉の保障を図ることを目的とする。</p> <p>(1) 対象者 法令で定める慢性疾患の認定基準を満たす18歳未満の児童。(ただし、18歳到達時点において本制度の対象となっており、かつ、18歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20歳未満の者を含む。)</p> <p>(2) 助成の範囲 指定医療機関における保険診療に係る費用について、国で定められた自己負担額(原則2割負担、所得に応じて上限額あり)を差し引いた額を公費助成。入院中の食事療養費についても一部を公費助成。また、日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、日常生活の便宜を図ることを目的として、日常生活用具を給付。(所得に応じて自己負担あり。)</p> <p>(3) 助成の方法 原則は現物給付。県外医療機関で受診した場合等には償還払い。</p>
------	---

背景・課題	小児慢性特定疾病に罹患している児童等は、長期にわたる療養を必要とすることから療養の費用が高額となる傾向にあり、負担軽減のために医療費等の給付を行う必要がある。また、児童等及び家族の自立を促進するため、自立支援事業の実施も必要となる。本市では、医療給付等事業として小児慢性特定疾病医療給付事業および日常生活用具給付事業を、自立支援事業として自立支援員等による相談支援事業を行っている。併せて、慢性的な疾病を抱え様々な支障や心身にわたる悩みを有する児童等が成人期に自立することができるよう、地域の支援体制を確立するための慢性疾患児童等地域支援協議会の設置に向けて準備会を立ち上げるとともに実態把握調査を実施する。
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、横浜市小児慢性特定疾病医療支援実施要綱、横浜市小児慢性特定疾病審査会運営要綱等

根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 扶助費【診療報酬等請求内訳書】 〈実績推移〉3年度 803,963千円 4年度 829,672千円 5年度(見込) 828,995千円 6年度(見込) 853,644千円 ・ 1人あたり受診件数 〈実績推移〉3年度 10.0件 4年度 10.0件 5年度(見込) 10.0件 6年度(見込) 10.0件 ・ 1人あたり扶助費 〈実績推移〉3年度 261千円 4年度 276千円 5年度(見込) 268千円 6年度(見込) 268千円
---------	--

事業スケジュール	通年
事業開始年度	昭和49年度

(単位：千円)

細事業名称		6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
細事業(事業内訳)	1 小児慢性特定疾病医療給付事業	897,455	849,336	48,119	扶助費及び標準化準備に伴うシステム委託費増加に伴う増

	細事業合計	897,455	849,336	48,119	
--	-------	---------	---------	--------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	菊池 潤	東 慎一郎	中川 正隆

令和6年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	医療援助課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	7	款	1	項	5	目	政策番号	3	施策番号	99
事業名称	医療給付事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和6年度	256,879	110,782	40,963	38,402	0	66,732
令和5年度	222,257	85,615	42,797	40,345	0	53,500
増▲減	34,622	25,167	▲1,834	▲1,943	0	13,232

歳出		令和3年度	令和4年度
予算	事業費	227,829	232,222
	市債+一般財源	52,468	58,074
決算	事業費	196,502	179,804
	市債+一般財源	40,281	39,368

令和7年度	令和8年度	令和9年度
246,212	246,211	246,210
72,060	72,059	72,059

事業概要 (アクティビティ)	それぞれの法に基づき、未熟児や結核児童及び身体障害の治療を要するこどもの保護者に対し医療費の支給を行う。							
事業指標① (アウトプット)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
対象者数(養育医療)	単位	目標	750	750	720	670	670	670
	人	実績	621	534				
事業指標② (アウトカム)	年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
受診件数(養育医療)	単位	目標	2,000	1,873	1,808	1,743	1,743	1,743
	件数	実績	1,611	1,526				

事業目的	<p>未熟児や結核児童及び身体障害のある児童等の医療費の負担を軽減することで必要な受療を促し、児童等の健康を回復・維持することを目的とする。</p> <p>【養育医療】</p> <p>(1) 対象者 入院養育が必要と認められる未熟児。</p> <p>(2) 助成の範囲 指定医療機関における入院医療費(保険診療の自己負担分と入院時食事療養費の自己負担分)について公費助成。</p> <p>(3) 助成の方法 現物給付。</p> <p>【育成医療】</p> <p>(1) 対象者 法令で定める身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる18歳未満の児童。(障害に係る医療を行わないときは将来障害を残すと認められる疾患がある児童を含む。)</p> <p>(2) 助成の範囲 指定医療機関における保険診療に係る費用について、国で定められた自己負担額(原則1割負担、所得に応じて上限額あり)を差し引いた額を公費助成。</p> <p>(3) 助成の方法 現物給付。例外として、肢体不自由等に係る治療用器具については償還払い。</p> <p>【療育医療】</p> <p>(1) 対象者 長期入院治療が必要と認められる結核児童。</p> <p>(2) 助成の範囲 指定医療機関における入院医療費、学習に必要な物品、療養生活に必要な物品の給付。所得に応じて自己負担あり。</p> <p>(3) 助成の方法 現物給付。</p>
------	--

背景・課題	<p>(1) 養育医療 未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすい。また、その死亡率が極めて高率であるばかりでなく、心身の障害を残すことも多いことから、生後すみやかに適切な処置を講ずるために必要な医療の給付を行う。</p> <p>(2) 育成医療 身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、当該障害児に対して行われる、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行う。</p> <p>(3) 療育医療 結核にかかっている児童に対し療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行う。</p>
-------	---

根拠法令・方針決裁等	<p>(1) 未熟児養育医療給付事業 : 昭和33年「母子保健法第20条」</p> <p>(2) 自立支援医療(育成医療)給付事業 : 昭和29年「児童福祉法第20条」→平成18年「障害者自立支援法」→平成25年「障害者総合支援法」</p> <p>(3) 結核児童療育医療給付事業 : 昭和34年「児童福祉法第20条」</p>
------------	---

根拠・データ等	<p><対象者数実績推移></p> <p>(1) 養育医療 3年度 621人 4年度 534人 5年度 720人(見込み) 6年度 670人(見込み)</p> <p>(2) 育成医療 3年度 255人 4年度 199人 5年度 223人(見込み) 6年度 222人(見込み)</p> <p>(3) 療育医療 3年度 0人 4年度 0人 5年度 1人(見込み) 6年度 1人(見込み)</p>
---------	---

事業スケジュール	年間を通して給付を行います。
事業開始年度	昭和29年

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	6年度	5年度	差引(増減)	増減説明
	1	養育医療	215,841	199,740	16,101
2	育成医療	32,179	13,879	18,300	標準化準備に伴う増
3	療育医療	70	70	0	
4	事務経費	8,789	8,568	221	保存文書関連委託料の増
	細事業合計	256,879	222,257	34,622	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	菊池 潤	東 慎一郎	野口 幸彦